

三重県大規模農業水利土地改良区協議会の視察研修レポート

視 察 日	平成29年3月3日（金）09：30～11：00
視 察 内 容	土地改良区の概要及び施設の維持管理について
団 体 名	三重県大規模農業水利土地改良区協議会
参 加 者	10名

平成29年3月3日（金）9時30分から、三重県大規模農業水利土地改良区協議会より10名の方が視察研修に来られました。

研修では、プロジェクターを使って当土地改良区の概要、加古川水系広域農業水利施設総合管理事業、太陽光発電施設の設置について説明を行った後、質疑に入りました。水土里ネット宮田用水の事務局長さんより「今後の土地改良施設の修繕や更新に係る組合員負担はどうされるのか。」との質問があり、「毎年修繕積立金として維持管理費から積立てている特別会計より支出し、組合員から特別賦課金を徴収しない方針である。」と回答しました。

また、滞納処分の質疑の中で中勢用水土地改良区さんの場合は、平成20年度より滞納処分を実施され預貯金を対象とした差押えが中心と話され、当改良区では、平成28年度の第5回滞納処分より初めて土地の差押えを実施したことについて苦労した点を説明しました。他府県においても土地持ち非農家への対応、相続放棄や相続人不在により未収が増加傾向にあると話され、少額の未収金に対する費用対効果について苦慮しているとの意見がありました。

最後に、平成27年度から導入している複式簿記について説明しました。全国的にみても複式簿記を導入している土地改良区は少なく、導入に対する課題や施設の資産評価の完成度を高める点などの共通の問題について意見交換を行いました。

1時間半程度の研修でありましたが、三重県においても土地改良区が抱える問題は同じであることが確認でき、今後も他府県の土地改良区との情報交換や意見交換を通じ、引き続き対応を検討していく必要性を強く感じました。

研 修 状 況

